

令和6年 2月 22日

桐生市長 荒木恵司 殿

群馬司法書士会会長 小和田 大輔

群馬県精神保健福祉士会会長 林 次郎

群馬県医療ソーシャルワーカー協会会長 狩野 寛子

要 望 書

貴市は、令和5年12月18日、生活保護業務に関し、生活保護費の分割支給による月内の全額不支給（保護費の一部預かり）や、支給の大幅な遅延といった不適切な対応があったことについて、受給者や市民の信頼を損ねたことを深く詫びるとともに、今後の改善策を示し、本年1月中に、内部調査チームのみならず、第三者委員会を設置することを明らかにした（貴市ホームページ「生活保護業務の改善について」参照）。

しかしながら、貴市は、本年1月中に第三者委員会を設置すると明言したにもかかわらず、これを設置せず、単に1月31日付けで「桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会設置要綱」（以下、「第三者委員会設置要綱」とする）を発表したにすぎない。

こうした対応は、貴市が、今般の生活保護業務において、受給者や市民の信頼を損ねたことにつき示した謝罪や反省を有名無実化し、これに対する疑念をも生ぜしめるものである。

これに加え、発表された第三者委員会設置要綱の内容についても、以下のよう
な問題点がある。

第1に、第三者委員会設置要綱によれば、設置される第三者委員会は、「令和5年12月18日に公表した生活保護に関する不適切な事務処理及び対応」についてこれを検証するものとしている（第1条）。この点、「令和5年12月18日に公表した生活保護に関する不適切な事務処理及び対応」とは、貴市ホームページにおいて公表されている3事案及びこれに付随する事例に限られると考えられる。

しかしながら、貴市の生活保護業務における問題点は、上記3事案をはじめとする不適切な事務処理にとどまるものではない。貴市における最大の問題点は、生活保護受給者及び保護率の大幅な減少である。貴市では、生活保護受給者が2011年度の1163人から2022年度の547人と、半分以下に減

少している。また、保護率（人口1000人当たりの受給者数）も、2011年度の9.7人から2022年度の5.3人と、同様に大幅に減少している。これは、他市に例を見ない貴市特有の現象である。この点につき、貴市は、保護受給者の高齢化による死亡という自然減少が原因と説明しているが、保護受給者の高齢化は他市においても共通していることから、この説明はおおよその外れである。保護受給者や保護率の大幅な減少は、受給者の死亡のみならず、死亡以外を起因とする保護の廃止件数の増加や、保護申請件数・保護開始件数の減少も含まれる可能性があるが、いかなる理由でこれらの件数の大幅な増減が生じているのかは明らかでなく、この点について調査及び検証をする必要がある。

そうであれば、第三者委員会の調査対象は、「令和5年12月18日に公表した生活保護に関する不適切な事務処理及び対応」に限ることなく、死亡以外を起因とする保護の廃止件数の増加や、生活保護受給者及び保護率の大幅な減少についてもこれに含めるべきである。

第2に、第三者委員会設置要綱によれば、同委員会は、4名以内の委員によって構成するとし、弁護士、学識経験者、行政経験者、社会福祉士のうちから市長がこれを委嘱するとしている（第3条）。

この点、すでに述べたように、第三者委員会の調査対象として、死亡以外を起因とする保護の廃止件数の増加や、生活保護受給者及び保護率の大幅な減少を含め、保護申請件数や保護開始件数の減少、特に過去10年以上の期間において生活保護受給を辞退した事例や、生活保護申請の取り下げや却下に及んだ事例に関し、大規模かつ詳細な調査・分析が必要である。このように調査事項が広範で細目に及ぶとなれば、弁護士、学識経験者、行政経験者、社会福祉士に限られず、多分野、多方面にわたる委員を募集したうえで、より多数の委員によって委員会を構成すべきである。

群馬司法書士会は、さる令和5年11月20日に、貴市に対して「生活保護の運用の改善を求める要望書」を発出し、貴市の生活保護業務の問題点を告発している立場から、群馬司法書士会の会員を第三者委員会に含めるべきであると考えている。また、群馬県精神保健福祉士会は、令和5年12月15日に、貴市に「生存権を守り、適法に生活保護を実施することを求める」声明を発している立場から群馬精神保健福祉士の会員も同様に第三者委員会に含めるべきであると考えている。

以上から、貴市の生活保護行政を織り直し、弱者に対して感性を育み、信頼を真に回復し、現場に神宿るためにも、当会は、貴市が設置する第三者委員会について、（1）貴市において生活保護受給者及び保護率が大幅に減少したことを調査対象とすること、（2）多分野、多方面から委員を募集したうえで、より多数の委員によって委員会を構成すること、この二点を貴市に要望するものである。

以上